

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	28	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置の延長及び拡充		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一定の省エネ改修工事</p> <p>・ 特例措置の内容 ＜現行制度の概要＞ 一定の省エネ改修工事を行った場合、固定資産税額を翌年度1/3軽減する。（適用期限 H25.3.31）</p> <p>＜要望内容＞</p> <p>①省エネ改修の適用期限の3年延長</p> <p>③省エネ改修について、申請手続の運用の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 証明書の発行主体に、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人を追加する。 ・ 証明書の添付の代わりに、リフォーム瑕疵保険の保険証書の添付でも申請できるようにする。 ・ 用語の容易化等の証明書様式の見直しを行う。 <p>（工事費要件の見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる工事費要件を見直し、30万円以上から50万円超とする。 		
関係条文	<p>地方税法附則第15条の9、地方税法施行令附則第12条、地方税法施行規則附則第7条</p>		
減収見込額	<p>（初年度） － （ ▲64 ） （平年度） － （ ▲64 ） （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>我が国における民生家庭部門のエネルギー消費及びCO2排出量は、長年増加傾向にあり、住宅においても省エネルギー性能の一層の向上を促進することが必要不可欠である。</p> <p>新築住宅の約70倍もの規模を有する既築住宅の省エネルギー性能については、エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づく「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」（以下「平成11年省エネ判断基準」という。）の適合率が約5%程度にとどまっており、過半数以上の既築住宅は、基準として初めて作成された昭和55年省エネ判断基準にも満たない状況にある。</p> <p>このため、民生家庭部門のエネルギー消費量を削減するためには、既存住宅の省エネ性能の向上が重要である。</p> <p>以上の状況を踏まえ、本制度により省エネ改修を強力に推進する。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>エネルギー・環境会議において議論している今後のエネルギー政策の方向性として示されている3つのシナリオのいずれにおいても2030年における省エネ量は2010年比で約2割を見込んでいっているところである。このうち、住宅においても新築・既築の住宅の断熱性能を向上させ、平成11年省エネ判断基準以上の住宅を既築住宅の3割とすることを目指している。この目標に向けて、「エネルギー基本計画」に掲げる政策目的を確実に達成するため、民生家庭部門におけるエネルギー削減を強力に推進していくことが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>「日本再生戦略」において、2020年までの目標として「中古住宅流通市場・リフォーム市場の規模倍増」、「省エネ改修の促進などに取り組み、省エネ、耐震性、バリアフリー性等に優れた住宅の普及促進を図る」ことが位置付けられている。</p> <p>(政策評価体系における位置付け)</p> <p>3. 資源エネルギー・環境政策</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・中古住宅流通市場やリフォーム市場の規模を2020年までに倍増する ・中古住宅の省エネルギーを2020年までに現在の2倍程度にする
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（平成25年度～平成27年度）
	同上の期間中の達成目標	省エネルギーリフォームの件数を約11万件にする。
	政策目標の達成状況	2012年時点で目標増加量の約3割を達成。
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>平成25年度：4,228件</p> <p>平成26年度：4,824件</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を広く誘導していくことが、政策目標の達成のために有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例 ・既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 ・既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>○住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業において、断熱性が高く、高効率機器等を備えた省エネ住宅等の普及を支援する。 平成25年度概算要求額 80億円</p> <p>○既築住宅断熱改修支援事業において、高断熱使用の断熱改修を行う住宅リフォーム事業を支援する。 平成25年度概算要求額 100億円</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>上記制度は、省エネルギー性の高い高効率エネルギーシステム（空調、給湯及び断熱部材等で構成）の導入、それらの性能、費用対効果等の情報の取得及び当該成果の公表に対して補助を行うものであり、既築住宅に対して省エネルギー改修を促進すること目的とする本税制とは制度の趣旨が異なる。</p> <p>また、本税制は国民一人一人が個別に補助申請を行い、審査を経て補助金を受給する仕組みではなく、一定の要件を満たす者全てについて、確定申告の際に減税の手続きを合わせて行う仕組みとすることで、公平かつ簡素にインセンティブを付与し、住宅の省エネルギー改修を促進する。</p>
	要望の措置の妥当性	既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を広く誘導していくため、改修に係る税負担の軽減を図ることは効果的である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成22年度：3,429件 平成21年度：2,167件 （総務省「固定資産の価格等の概要調書」より）</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>税負担軽減措置の適用件数は着実に増加してきており、本税制特例は、既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修の促進に寄与している。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>住生活基本計画（平成18年9月閣議決定）に掲げる目標（一定の省エネルギー対策（※）を講じた住宅ストックの比率を平成27（2015）年に40%とする。）。 （※）全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用すること。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難であるが、エネルギー基本計画及び住生活基本計画の見直しに伴い、政策目標を修正することとした。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成20年度：創設、平成22年度：3年延長</p>